

トランズアクションの概念と ジョン・デューイの公衆論

『公衆とその諸問題』に示された民主主義論の前提

野 村 紘 彬
(法政リサーチ・コース)

序 章

第1章 デューイの略伝と思想形成

第1節 キリスト教と内心の分裂

第2節 ヘーゲル哲学への傾倒と思想的離脱

第3節 絶対主義から実験主義へ 道具主義哲学の形成

第2章 トランズアクションの概念 デューイ哲学理解の鍵

第1節 環境と有機体の回路概念

第2節 トランズアクションの概念

第3節 回路概念とトランズアクション概念

第4節 アクション考察の三段階

第5節 トランズアクションと公私概念の再構成

第3章 公 衆 第三者の総体

第1節 幻の公衆としての完璧な市民像

第2節 トランズアクション概念に基づくデューイの公衆

第3節 第三者の総体としての公衆

第4節 公衆の多様性と複数性

第5節 公衆を生み出すトランズアクション

第4章 公 職 者 公衆の代理人

第1節 公衆の利益の保護者

第2節 公職者の二重の性格

第5章 国 家 公衆の組織

第1節 公衆の組織としての国家

第2節 国家の機能と法の役割

第3節 国家の多様性と国家形態の変革

第4節 国家と社会

第6章 デューイの公衆論の理由

終 章

序 章

「その場を忘れミステリーに没頭すべきはさすが、どうにも眠らずにはいられない。一般市民は今日、後列で何も聞こえない観衆のごとく感じるようになった。彼はいま起こっていることに、どういうわけか影響を受けている自分を知る。規則や規定は絶えず、税金は一年ごとに、戦争はときどき、彼に思い起こされる。周囲の状況という大きな流れに押し流されていることを。

それでも、これらの問題は納得できないままに彼の問題である。そのほとんどは目に見えない。多少なりともそれらが扱われるとして、それは遠い中央で舞台裏から、誰ともわからない権力によって処理されている。私人として彼は、何が行われているのか、どこに連れて行かれるのか確かなことがわからない。周囲の事情をわかるように伝えてくれる新聞はなく、どう考えればよいのか学校は教えてくれなかった。多くの場合、彼の理想は現実とかけ離れており、演説を聞き、意見を述べ、投票をしても情勢を左右できないことに気がつく。彼は見て理解し指図することができない世界に生きている。」¹⁾

1925年、アメリカの政治評論家ウォルター・リップマン(Walter Lippmann)は『幻の公衆』を著し、民主主義の担い手とされる一般民衆の現状を上のように描き出した。この時点において、理念上、一般民衆は「支配されるだけの存在」から「統治に参加する存在」へと変貌を遂げている。普通選挙制の導入によって、一般民衆は自己の属する政治社会の意思決定に関与できるようになり、一般民衆の「自己統治」は制度上保障されたのである²⁾。

しかし、これはあくまでも理念上の話に過ぎない。参政権の拡大が、即座に「自己統治」の実現に繋がった訳ではなかったのである。人々の間には政治的無関心や政治不信が蔓延し、多くの人々がそれを理由に選挙を棄権

する。1923年のシカゴ市長選挙はその典型であり、全有権者の約半数が棄権している。メリアム（Charles Edward Merriam）とゴスネル（Harold F. Gosnell）の調査によれば、棄権者の30%は病気や介護等の止むを得ない事情で棄権したが、残り70%は政治的無関心や政治不信のために棄権したという³⁾。

冒頭の引用は、このような一般民衆の状況を率直に言い表したものであった。彼らは政治に対して疎外感を覚えずにはいられないのである。政治という謎解き劇は自分から遠く離れた舞台で行われているから、観客席の後列にいる自分にはそこで何が行なわれているのか分からない。それを認識し、理解しようとしても、これを分かり易く伝えてくれるものは何もない。仮に認識できたとしても、それをどのように考えればよいのか教えてくれるものも何もない。それにも拘わらず、政治に上がった問題は訳も分からぬまま自分の身に降りかかってくる。それだけではなく、政治に上がっていない問題すら納得できないまま自分に影響を及ぼしてくる。それに抗おうとしても、また事態を制御しようとしても、全ては無駄な努力に終わる。いくら政治に関心を持って活動しても、それで変わるなど何もない。だから、黙って事態を受け入れるより仕方なくなる。結局、民主主義という理想を掲げても、政治を動かしているのは顔も知れない政治家や官僚という少数者であり、多数者の一般民衆は政治の外野で何とも知れない力に左右されるだけの無力な存在に過ぎないのである⁴⁾。

『幻の公衆』は80年以上も昔の作品であるが、この政治的無力感は現代日本人にも通じのではないだろうか。政治は永田町の政治家や霞ヶ関の官僚がやるような「お上」の仕事であって、一般民衆のような「下々」の者が与り知るものではない。例えば、年金問題や後期高齢者医療制度の問題にしても、その発生・成立過程はほとんど一般民衆の知る所になく、事が明るみになったのは総じて人々の実生活が害された後や、そうなる直前のことであった。しかし、一般民衆が抗議の声を上げ、政治家に圧力をかけてみても、当の政治家は問題を権力闘争の材料にするだけで、少しも事態

を解決の方向に導いてはくれない。テレビや新聞が取り上げる情報は政治家同士の足の引っ張り合いや政治戦略の話ばかりで、審議内容や論点の分かり易い解説等はほとんどない。だから、一般民衆は必要な情報を十分に得られず、何もできないまま、ただ不満を募らせながら事の成り行きを見守ることしかできない。いくら憲法で国民主権や民主主義を声高に謳っていても現実とは違う。一般民衆はいつまで経っても「お上」に支配されるだけの「下々」の者でしかないのである⁵⁾。

このように、現代日本人はリップマンが問題にした当時のアメリカの一般民衆と同じ状況にあるように見える。それならば、リップマンの議論から、現代日本人の政治的疎外感を解消して民主主義を機能させる方法を見出せるのではないだろうか。

だが、リップマンの議論にはエリート論的主張が含まれている。確かにリップマンは民主主義の機能不全を克服しようとしていた。そのために民主主義の再定義を行なったが、彼はその過程で「一般民衆の政治参加」という民主主義の基本理念を排除してしまったのである。この見解は彼が『世論』(1922)の中で示した擬似環境論に基づいている⁶⁾。政治の専門家は政治の内部者であり、統治の問題を多く経験しているので、一般民衆よりも適切な統治のステレオタイプ⁷⁾を形成している。逆に、一般民衆は政治の部外者であるから、統治について不十分なステレオタイプしか持っていないことになる。ステレオタイプは人間の判断を左右するものであるから、一般民衆が政治に参加をすると適切な統治が行なえなくなる。だから、一般民衆は政治に参加すべきでなく、政治の専門家の中で誰の統治に従うかの態度表明さえすれば良い。こうして、リップマンの議論はエリート主導型の民主主義論に陥る⁸⁾。

リップマンの議論は、一般民衆の役割を統治者に対する支持・不支持の態度表明に限定した点で、シュンペーター (Joseph Alois Schumpeter) が提唱するエリート主義型民主主義の先駆けの位置にある。『幻の公衆』の中でリップマンはミヘルス (Robert Michels) の寡頭制の鉄則を引用して

いるが、これは一般民衆の政治参加に悲観的だった彼の立場の表れであろう⁹⁾。リップマンが一般民衆の政治参加に対して否定的なのは、連邦レベルにおける禁酒法の制定とテネシー州における進化論教育禁止法の成立という事実を、一般民衆の過度の政治参加が齎した害悪と見たからである。不適切な一般民衆の参加は政治の合理的運営を阻害する。だから、一般民衆は政治参加すべきでない。この帰結がリップマンの民主主義論なのである。

リップマンの議論は「自己統治」を観念する本来的な民主主義の考え方と一線を画するものであり、その意味で民主主義とは言えない。なぜならば、リップマンの民主主義論において一般民衆は「誰の統治に従うか」の態度表明のみをするとされるが、この考え方では支配者層と非支配者層との間での人的資源の遣り取りが見出せず、一般民衆は永遠に支配されるだけの存在として観念されるからである。民主主義の起源が古代アテネのデモクラティアにあるとしても、開拓期のアメリカのフロンティアにあるとしても、両者に共通するものは「自己統治」の精神である。だから、その精神を否定するリップマンの議論を民主主義として受け入れることはできない。加えて、この理論では支配者層の高圧的な権力行使を防止する手立ても弱い。政治に参加することなく、ただ統治者への支持・不支持の表明しかできない一般民衆が如何にして権力の濫用を防ぐというのか。リップマンの議論にはこの点についての言及があまりなされていないのである。さら問題点を挙げると、リップマンは、一般民衆が政治に参加するから、民主主義の名の下で特定の道徳感情を押し付けることが正当化されると考えるが、このような事は民主政治以外の統治形態でも生じ得るものであるから、人々の政治参加を否定することでは何も問題は解決しないことになる。また、一般民衆の政治参加を否定することは、政治を他人の仕事として見る傾向を促すため、彼らの政治離れを益々増大させる危険性を孕むことになる。

リップマンの誤りは問題の解決を政治の仕組みだけに求めたことであっ

た。民主政治の制度と技法さえ改善すれば万事上手くいく。そう考えたからこそ、リップマンは政治に適・不適の人間を分け、それぞれの役割分担と機能条件の提示を行なった。しかし、問題の本質は大社会という社会・経済的状況そのものにある。先にも述べたように、普通選挙制の導入は一般民衆の政治参加を促進させた。このことは政治の担い手が理性的な存在である「公衆」から情緒的な存在である「大衆」へと転換したことを意味するが、大社会はその「大衆」の現状認識能力を大幅に低下させると共に、その趣向を多種多様なものに変えてしまった。このような大社会の影響について、リップマンは確かに認識している。だが、その考察は大社会の影響を受けた人間に止まってしまい、大社会が齎す固有の問題や危険にまでは及ばなかった。それ故、リップマンの議論は不十分なのである。

大社会において民主主義を機能させるためには、大社会固有の問題を踏まえた上での議論が必要になる。そこで注目されるのがアメリカの哲学者ジョン・デューイ(John Dewey)の民主主義論である。デューイはリップマンと同じく一般民衆の政治的無関心や政治不信、そして政治腐敗の問題について危機意識を持ち、問題解決の必要性を強く感じていた人物である。デューイは『世論』と『幻の公衆』から多くの思想的影響を受けたとしているが、リップマンの議論の難点に気づき、一般民衆を政治の場から排除することなく問題を解決しようと、大社会でも適切に機能する民主主義論を模索したのである。この模索の結果が『公衆とその諸問題』であり、この中でデューイは「公衆」の意味内容を再定義し、独自の民主主義論を展開している¹⁰⁾。

本論文は、デューイが『公衆とその諸問題(The public and its problems, 1927)』に示した民主主義論を理解するために、その前提である公衆論を、デューイ哲学の鍵概念であるトランザクション(transaction)¹¹⁾概念に基づいて解き明かそうとするものである。第一章ではデューイの思想形成を概観し、第二章ではデューイ哲学の鍵概念であるトランザクション概念について考察する。第三章から第五章にかけては

デューイの公衆論とそれに基づく民主主義的国家像について探り、第六章でデューイの公衆論の理由を示すことにする。

第1章 デューイの略伝と思想形成

第1節 キリスト教と内心の分裂

ジョン・デューイは、1859年10月20日、食料品店の三男としてアメリカ合衆国ヴァーモント州バーリントンに生まれた。バーリントンはハドソン川上流域の自然豊かな町で、当時木材集散地として発展中だったが、ボストン等の大都市から離れていたため、ピューリタン入植時のキリスト教共同体的雰囲気の色濃く残しており、また、彼の母（Lucina）も熱狂的な組合教会¹²⁾の信者だったので、デューイは幼少期から強いキリスト教の影響下に置かれていた。

デューイは南北戦争（1861-1865）期に就学年齢に達したが、彼の父（Archibald）が食料品店を閉めて北軍に志願したので、一家で各地を転々とすることになり、学校教育を受けずにいた。そのため、デューイの教育は母によるものが中心だったが、信心深い母は息子達にも強い信仰心を抱かせようと、日常生活に様々な厳しい制約を設けて息子達の行動をキリスト教に基づかせようとした。デューイはこの母の教育が嫌で仕方なかったが、これによってキリスト教的な観念を植え付けられたことには変わりなかった。

1867年に彼の父が故郷のバーリントンで煙草店を経営することになったので、デューイはようやく小学校教育を受けられるようになった。父母が所蔵する大量の書籍の影響で読書好きだったデューイは極めて優秀な成績を挙げたので、通常よりも早い4年で小学校課程を修了し、また、進学先の地元のハイスクールでも成績が優秀であったため、通常4年の課程を3年で修了することができた¹³⁾。

1875年、デューイはヴァーモント大学に入学した。ヴァーモント大学は

19世紀を通して組合教会と密接な関係を持ち、牧師の教育に大きな役割を果たしていた。また、大学の教授達は近隣の町の文化事業活動に積極的に参加していたので、パーリントンでも広く顔が知られており、デューイも彼らと幼い頃から交流があった。だから、デューイがこの大学に進学したのは、彼の置かれていた状況から至極当然のことであった。大学でデューイはバッカム (Matthew H. Buckham) の下で政治哲学と社会哲学を修め、トリイ (H. A. P. Torrey) の下で精神哲学と道徳哲学を修めた。特にトリイとの交流はデューイの哲学的関心を強めるものであり、デューイがキリスト教の擁護哲学であるスコットランド派の直観論¹⁴⁾を知る契機にもなった。このようにデューイはキリスト教色の濃い教育環境に置かれていたが、知的好奇心の面では自然科学の発展やそれに伴う新しい学問的見解に興味関心を持ち、生理学の授業で使用したトマス・ヘンリー・ハスクリーの『生理学原論』の中に説かれていたダーウィン進化論に基づく生物有機体論に強い感銘を受けた。

また、読書家のデューイは、大学図書館の蔵書についても、その中に伝統的なキリスト教的価値体系に反する本があったとしても、片端から読破していた。特にデューイが愛読した本は哲学雑誌の『隔週評論』であり、この中で彼はオーギュスト・コントの近代文明批判と出会うことになった。デューイは実証主義哲学に魅力を感じなかったが、コントの現代文明批判からは、急速に発展する産業主義によって犠牲にされる人々の権利擁護のためには、それについての新たな統制と組織が必要だとの認識を得たのである。

先にも述べた通り、デューイは組合教会の強い影響下にありながら、その知的好奇心から、キリスト教的価値観に反するような新しい知識にも積極的に触れた。これらの知識はデューイにとって知的に理解し納得できるものであったが、彼の行動はキリスト教的価値観に基づいていたから、内面において激しい葛藤が生じることになったのである。

この内心の分裂は「自分が行為道徳とするキリスト教的伝統」と「自分

が知的に理解し納得できるもの」との矛盾にどう向き合うかというものであった。デューイはハスクリーとコントから世界を有機的な相互連関関係で考える視点を得ていたが、彼の行為道徳であるキリスト教的伝統では世界を対概念で捉え、事物をバラバラに引き裂く二元論を展開していた。だが、知性を放棄することは、人間の知的発達の結果を否定し、結果として社会発展の障害に繋がるのでできず、また、教義を放棄することは、経験論の立場で事物を判断し、認識できないものは意志でも何でも全否定することとなり、人間の行動を規律する道徳的規範を失わせること繋がるのでできない。だから、デューイは二元論を乗り越え、教義も知性も全体として包括する総合的な哲学を強く望むようになったのである¹⁵⁾。

第2節 ヘーゲル哲学への傾倒と思想的離脱

1879年、デューイは文学士の学位を取得してヴァーモント大学を卒業した。在学時に芽生えた哲学的関心は非常に強いものであったが、自分で生計を立てなければならぬという事情から、親戚の伝手を使って、ペンシルベニア州ベナンゴ郡オイルシティにあるハイスクールの教師になった。そこでデューイはラテン語と数学、自然科学を担当したが、これらの科目は既に大学で履修していたので、授業準備に苦勞することはなかった。そのため、デューイはかなり多くの時間を哲学の読書に充てることができた¹⁶⁾。

2年後、デューイはハイスクールを辞めて故郷に戻り、その南にあるシャーロットの学校で冬学期の授業を受け持った。また、自身の哲学的関心を充足させるため、授業のない期間中は大学時代の恩師のトリイに頼み、哲学の古典やドイツ哲学の個人授業をしてもらった。この時期までにデューイは「唯物論の形而上学的前提」と「スピノザの汎神論」という二つの論文を書き上げており、これらを当時定評のあった『思弁哲学雑誌』の編集者のハリス（W. T. Harris）に送って、自分の哲学的才能についての意見を求めた。デューイがハリスに意見を求めた理由は、ハリスが非聖

職者の哲学者であり、キリスト教的価値観とは無関係に評価をしてもらえ
ると思ったからである。デューイの論文に対するハリスの評価は大変良く、
これらの論文は『思弁哲学雑誌』に掲載されることになった。このことは
デューイにとって大きな励みとなり、その上、トリイからの勧めもあった
ので、デューイは本格的に哲学者としての道を志すことにした¹⁷⁾。

本格的に哲学者を志すにあたり、デューイは充実した奨学金制度のある
メリーランド州ボルティモアのジョンズ・ホプキンス大学大学院に進学す
ることにした。だが、デューイは奨学生に選ばれなかったので、1882年に
叔母から500ドル借りて入学した。

大学院で、デューイは専攻に哲学を、副専攻に歴史・政治学をそれぞれ
選んだ。哲学の担当はモリス(George S. Morris)とホール(G. Stanley
Hall)で、歴史・政治学の担当はH・B・アダムズ(Herbert Boxter
Adams)であった。中でもモリスの教えるヘーゲル哲学はデューイに
とって内心の分裂を解決する総合的な哲学であると感じられた¹⁸⁾。ヘーゲ
ル哲学は世界を絶対的精神が全てのを包括する生物有機体として見る
哲学であり、絶対的精神を発展・成長する動的な存在として捉えることで、
それが包括するものの中で生じる対立の全てを絶対的精神の成長過程の中
で生じる発展の契機として考えた。その代表例がヘーゲル弁証法であり、
ここで示された正・反・合という矛盾する命題をより高次の立場で共存さ
せる考え方は、まさにデューイが探し求めていた総合と統一であった。こ
のため、デューイはヘーゲル哲学に傾倒することになったのである¹⁹⁾。

1884年、デューイは「カントの心理学」を学位請求論文として哲学の博
士号を取得し、モリスの推薦で、モリスが主任教授を務めるミシガン大学
哲学科の教授になった。ここでデューイは経済学者のヘンリー・C・アダ
ムズ(Henry Carter Adams)や教え子のチップマン(Harriet Alice
Chipman, 1886年デューイと結婚)との親交を通じて、古典解釈中心の哲
学から現実の具体的な人間から思考を始める哲学へと思想上の展開をなし
た²⁰⁾。また、この時期にデューイはイギリスの法制史家メイン(Henry S.

Maine) が『人民統治論』(1882)で展開した民主主義批判への反論として「民主主義の倫理」(1888)と題する論文を発表し、民主主義を擁護している²¹⁾。

1888年、デューイは引き抜きによってミネソタ大学に転任した。しかし、その半年後にモリスが急死したため、今度はミシガン大学からモリスの後任になるよう打診され、1889年にデューイはミシガン大学に戻った。この時期、デューイは心理学の授業を受け持ち、ジェームズ(William James)の『心理学原理』(1890)を教材に講義を行なったが、その中でデューイは進化論的観点から精神を「人間とその周囲の環境との相互規定の中に生じる客観的な意識過程」と説明するジェームズの考えに大きな衝撃を受け、大学時代に受けたハスクリーの影響と相俟って、ヘーゲル哲学から知性道具主義へと思考転換していくことになったのである²²⁾。

第3節 絶対主義から実験主義へ 道具主義哲学の形成

1894年、デューイに再び引き抜きがあり、今度はイリノイ州のシカゴ大学へと移った。ミシガン大学時代に州のハイスクール生の学業到達度調査をした経験から初等教育の重要性を強く感じていたデューイにとって、哲学科の学科目に教育学が含まれているシカゴ大学は魅力的な職場であった。着任後、デューイは哲学科の主任だけではなく教育学科の主任にも就任し、1895年には教育学科の実験学校として大学付属小学校を開設してその責任者になった²³⁾。『学校と社会』(1899)はこの実験学校への寄付金を募るために行なった講演内容をまとめたものであり、コロンビア大学時代の『民主主義と教育』(1916)はこの実験学校での経験を通じて得られた彼の教育理論の集大成である。これらの中でデューイは理論と実践の相互連関的な教育の実現を主張しているが、それは現実世界において教育現場と教育理論の乖離が生じていたからである²⁴⁾。

シカゴでデューイは社会活動家のジェーン・アダムズ(Jane Addams)と出会った。アダムズは福祉施設のハル・ハウスで移民や貧窮民に対する

支援活動をしており、彼らが生活に必要な知識や技術を習得する手助けを行っていた。ハル・ハウスには進歩的な知識人²⁵⁾が多く集まってきており、デューイも社会問題に関する講義を行なった。ここでの活動を通じて、デューイは富裕者が貧困者との共生を学ぶことを重視するアダムズの思想に触れ、教育の真の指導的な力は民主主義であるとの考えを強く持つようになった。また、シカゴ滞在中に『心理学原理』の著者のジェームズと交流する機会を持ち、彼との直接対話を通して、デューイは道具主義哲学を確立することになったのである。

1904年に実験学校の運営を巡り大学側と対立したデューイはシカゴ大学を辞め、その翌年に、大学院時代の友人の伝手でコロンビア大学哲学科の教授となった。ハル・ハウスでの活動からデューイは社会事業への関心を強くしていたので、転居地のニューヨークでも積極的に社会福祉活動に参加した。この中で彼は、経済的格差問題や雇用と労働の問題など、現実社会の様々な矛盾を目の当たりにし、この中で政治腐敗や政治的無関心が拡がり、民主主義が機能不全に陥りつつあると考えるようになった。これによって、デューイの社会問題や政治問題への関心は一段と強まり、その危機意識を『公衆とその諸問題』や『新旧個人主義』(1930)の中に書き表したのである。

1930年、デューイは退官してコロンビア大学の名誉教授になった。正規の職から解放されたデューイは以前にも増して社会・政治活動に参加するようになった。また、第一次世界大戦の経験からデューイは平和主義・反戦論者であったが、ナチズムに代表される全体主義による民主主義への脅威を強く感じ、民主主義の防衛という観点から合衆国の第二次世界大戦参戦を支持した。このようにデューイは民主主義の擁護活動を精力的に続けたが、1952年6月1日、肺炎のため92歳でその生涯を閉じたのである²⁶⁾。

第2章 トランスアクションの概念 デューイ哲学理解の鍵

第1節 環境と有機体の回路概念

進化論系の学説から事物の有機的な考察視点を学んだデューイは「心理学における反射弧概念」（1896）という論文を発表し、生物有機体とそれを取り巻く外的環境²⁷⁾とは相互規定的な関係にあると主張した。相互規定的な関係というのは、生物有機体と外的環境が相互に影響を与え合いながら互いを不断に規定し続けていくという関係であり、ダーウィン進化論の「環境順応」の考え方に発想を得たものである。外的環境は生物有機体に一定の働きかけ（作用：action）を行ない、生物有機体はその作用に適應するために自らを再構成して、外的環境が自分にとって都合が良いものとなるように働き返す（反作用：re-action²⁸⁾）。その働き返しを受けて外的環境は変化し、それによって生物有機体に対して今までとは違う働きかけをするようになる。生物有機体はこの変質した作用に適應し、再び外的環境に反作用してこれを変化させる。この作用・反作用の循環による相互規定関係がデューイの生物有機体と外的環境に関する基本的な見方なのである。

『哲学の改造』（1920）の中で、デューイは生物学の発達によって心理学に変化が生じたと述べている。従来の心理学は人間の行為を単なる外的刺激に対する反応として理解する「反射弧（reflex arc）」概念を採用していた。この反射弧概念では外的刺激と反応とをそれ自体で完結したものとして想定するため、外的刺激は単調に繰り返される外的環境から人間への作用として、反応は外的刺激がきっかけとなって生じる本来的に人間の行動として備わっているものとして考えられていた。しかし、この見方ではダーウィン進化論によって示された生物有機体の外的環境への適應過程、すなわち、外的環境と生物有機体との相互規定的な関係という考え方にそぐわない。反射弧概念のように外的刺激と反応とを別々の不変のものとし

て考えたのでは、進化も何も生じないことになる。だから、生物学の発達に逆行する古い反射弧概念を捨てて進化論に適合する新しい心理学の概念を見出すことが必要となる。そこでデューイが提示したものが「回路(circuit)」概念であった。回路概念は、外的環境と生物有機体との相互規定関係に基づき、その関わり合いの全体を一つの調整過程として捉えて、外的刺激と反応とを調整過程の機能的局面として考える。外的環境と生物有機体、外的刺激と反応を、事前規定的で固定的なものではなく、事後決定的で可変的なものとして想定する点で、回路概念は進化論の考え方に沿うものであった²⁹⁾。

『心理学における反射弧概念』の中でデューイが主張した回路概念はダーウィン進化論の環境順応の考え方に則った新しい心理学概念であるが、外的環境と生物有機体との関わり合いを全体包括的に考察するという考え方は、心理学の分野に止まらず、デューイ哲学全体に流れる中心的な立場となった。これがトランズアクション・アプローチという思考の方法論であり、全体を個別バラバラに切り離して考えるのではなく、全体を一つの過程として系統的に取り扱う考察方法である。トランズアクションはこの考察方法の中心概念であるが、この定義が示されたのは、デューイが知識論におけるトランズアクションの重要性を強調するため、ベントリー(Arthur F. Bentley)と共著で出した『知ることと知られるもの』(1949)においてであった³⁰⁾。次節からは、この著作に従って、トランズアクションとは一体どのようなものであるのかについて見ていくことにする。

第2節 トランズアクションの概念

トランズアクションの概念は、元来、スコットランドの物理学者マックスウェル(James Clerk Maxwell)が著書『物質と運動』(1877)の中で使用した概念である³¹⁾。

マックスウェルはニュートン以来続く光の粒子説に電磁気学の観点から

異議を唱え、光は電磁波の一種であるとして光の波動説を支持したのだが、マックスウェルがトランズアクションという概念を導入したのは、電磁波発生的前提となる「電磁場」の説明に関わる部分である。電磁場というのは、力の働き方について力学にある「遠隔力」と「近接力」の二つの説明の中で、近接力の考え方を採った時に用いられる。例えば、ある空間に物質Aと物質Bが遠く離れて存在していると想定する。物質Aと物質Bとを、磁石のN極とS極、あるいは、プラスの電荷を帯びた物体とマイナスの電荷を帯びた物体と想定しても良いだろう。この時、物質Bが物質Aに引き寄せられたと仮定すると、この現象をどのように説明するかが問題となる。まず思い付くものは、物質Aが物質Bに直接何らかの力を及ぼして自らに引き寄せたという説明である。この説明は、物質Aと物質Bがどれほど離れていようとも、その距離など関係なく、物質Aは物質Bに対して力を直接及ぼすことができるとするものであり、これが遠隔力の考え方である。また別の視点からこの現象を見ると、物質Aが自身に近接する空間に何らかの働きかけを行なうことでその空間を変化させ、その変化がAの周囲の空間から他の空間へと伝わっていくことで物質Bの周囲の空間が変化し、その変化によって物質Bに何らかの力が働いて物質Aに引き寄せられたと考えることができる。これが近接力の考え方であり、この立場からすると物質Aと物質Bとの間にある空間を伝える何かが存在しなければならないということになるが、そこで持ち出されたものが場の概念なのである。電磁場はこの場というものの一種であり、近接力の考え方が前提となっている。この点については、ファラデーの電磁誘導理論を発展させたマックスウェルの理論計算とその後に行なわれたヘルツの実験によって証明されているので、これを本論文で疑う必要はない³²⁾。

以上の中で何がトランズアクションであるのかと言うと、それは近接力の考え方である。理論物理学者L・D・ランダウとE・M・リフシッツは著書『力学・場の理論』（1969）の中で、ある物質とその周囲の空間との相互作用、ある物質の周囲の空間とそれに隣接する空間との相互作用、そ

の空間と他の物質の周囲の空間との相互作用，その周囲の空間と他の物質との相互作用が一つの過程となって，ある物質と他の物質との間で生じた作用をなすと述べている³³⁾。言い換えると，これはアクション（action：作用）が隣接する物同士の相互作用を通じて次から次へとトランス（trans：一方から他方への移行）していく過程を，各局面を個別バラバラに考えるのではなく，一つの作用として扱うということを意味している。つまり，トランスアクション（trans-action：相関作用）というものは，複数の様々な相互作用（inter-action）が全体として一つの作用過程を形成している場合に，これらを組織的・体系的な一つの作用の流れとして全体包括的に取り扱うための考察概念なのである³⁴⁾。

第3節 回路概念とトランスアクション概念

前節で述べた通り，トランスアクションとは考察概念である。それ故，この概念は，物理学に限定されず，他の学問にも用いることができる。これは生物学や心理学についても言え，第一節で述べた回路概念はトランスアクションの概念を別の言葉で表現したものとして見るのが可能である。

生物有機体と外的環境との相互関係はトランスアクションの概念で説明できる。外的環境が生物有機体に作用を及ぼす際，外的環境はまずその周囲の環境に働きかけ，それに端を発して連続する隣接環境の変化を通じて生物有機体に影響を与える。そして生物有機体も，その周囲の環境への働きかけから隣接環境の連鎖変化を通じて，その行為の終局的な対象となる外的環境に作用を及ぼす。例えば隕石の落下地や溶岩流跡等に見られる生態系の構築・変遷（一次遷移）について考えてみると，これは様々な局面が全体として一つの過程をなしているので，トランスアクション概念で捉えることができる。また，これと同様に，食物連鎖のような生物同士の相互関係もトランスアクション概念によって把握することが可能である。

従って，考察概念としてのトランスアクションは，デューイが思想的に依拠する回路概念に妥当する概念として，デューイ哲学の根底に流れるこ

とになる。

第4節 アクション考察の三段階

事象の作用過程に対する考察概念には、トランズアクションの他、「セルフアクション（self-action：自己作用）」と「インターアクション（inter-action：相互作用）」とがある。これらの考察概念は皆“action”の点で共通しているが、そこから導き出される人間の行為観には大きな違いがある。

まずセルフアクションについて見ると、この考察概念では「ある事物は、他の事物に影響されることなく、その事物自身が内に持っている力のみで活動している」と考える。この考察視点は慣性の法則、運動の法則、作用・反作用の法則に基礎付けられるニュートン以後の古典力学の観点に合わない前科学的な見方であるが、この考察視点は認識論、論理学、心理学、社会学の大部分において思考基盤にされている。人間の行為というものは、何者にも左右されない個人の内心から生みだされる動機によって基礎付けられ、実行に移される。これがセルフアクション概念に基づく人間の行為観である。

次にインターアクションについて見ると、この概念では「ある事物は、他の事物と因果的關係にあり、他の事物から影響を受けて活動している」と考える。この視点は古典力学と一部の心理学で用いられており、ここから「人間の行為は、外的環境の働きかけによって形成された動機に基づいて実行に移される」という人間の行為観が導き出される。

最後にトランズアクションについて見ると、ここでは「ある事物は、他の事物による環境への働きかけとそれに続く周囲の環境の変化から影響を受け、それによって活動している」と考える。これはマックスウェルから始まる現代物理学における電磁場理論の見方であり、この視点に立てば「人間の行為は、外的環境の働きかけによって形成される動機に基づいてなされるが、その外的環境はまた異なる外的環境の作用によって人間への

働きかけを行なっている」と考えられる。

つまり、セルフアクション、インターアクション、トランズアクションは「セルフアクションが事物の活動を他の事物とは無関係なものとして見るのに対し、インターアクションとトランズアクションは事物の活動を他の事物の影響によるものとして見る」という点で違い、インターアクションとトランズアクションは「インターアクションが事物同士の直接的な相互関係を念頭に置いて部分的・局面的な考察しか行なわないのに対し、トランズアクションは事物同士の相互関係をその間に介在する環境を通じた作用の連鎖の中で全体包括的に考察する」という点で違うのである³⁵⁾。

これらを踏まえて考えると、セルフアクションは現実世界に適合しない形而上学的な概念であるから事象考察に適しないが、インターアクションとトランズアクションは自然科学の法則に基づいた現実的な概念であるから両方とも事象考察に適合すると言える。また、インターアクションとトランズアクションの関係については、インターアクションがミクロの視点から個別局所的な作用を問題にするのに対して、トランズアクションはマクロの視点から全体的な作用の流れを問題とするので、トランズアクションの内部には機能的に連続する複数のインターアクションがあると言える。例えば不動産売買を考えると、Aという人物が自己の所有する土地を売り出す時、Aは買い手を見付けるために不動産仲介業者Xに売買の仲介を依頼し、その依頼に従ってXは買い手からの売買の申し込みを誘引するために土地の広告を行なう。そして、その広告を自宅建設のために土地を探しているBという人物が見た時、自己の予算に照らし合わせて買うかどうか判断し、それに従ってBはXを通じてAに対して土地購入の申し込みを行なう。この後、AがBの購入の申し込みを承諾して所定の手続きを済ませれば、不動産売買は終了する。この時、「AがXに売買の仲介を依頼する」「Xが広告を出す」「Bが広告を見る」「BがAに購入の申し込みをする」「AがBの申し込みを承諾する」「BがAに代金を支払う」「AがBに土地を引き渡す」など不動産売買の各局面を個別バラバラに考察するのがイン

ターアクションの視点であり、これらの局面を相互に関連し合う諸機能であると考えると全体を不動産売買という一つの過程として包括的に考察するのがトランズアクションの視点である。

第5節 トランズアクションと公私概念の再構成

『公衆とその諸問題』の中で言及されているが、デューイの思想は人間行動の事実の考察から出発して組み立てられている。この人間行動の事実とはトランズアクション概念に基づくものであり、それは「人間の行為は他人に影響を及ぼし、その中のあるものは認知され、考慮に入れられるという形で注目を集めるが、それによって望ましいと考えられる結果については確保しようとし、不愉快だと考えられる結果については排除しようとする他人の行動が生じる」という客観的事実のことである³⁶⁾。

この事実に従って人間の行為を考察すると、その結果には大きく二種類あることが分かる。一つは「トランズアクションの行為当事者のみに影響を及ぼすもの」であり、もう一つは「トランズアクションの行為当事者を超えて第三者にまで影響を及ぼすもの」である。この結果の分類によってデューイはトランズアクションを区別し、前者のような結果を生むものを私的（private）トランズアクション、後者のような結果を生むものを公的（public）トランズアクションと規定している³⁷⁾。

ここで注意しなければならないことは、デューイが使っている私的／公的という用語はトランズアクションを評価するのに用いられたものであり、その区別は、従来の私的／公的という言葉に付随する様々な意味内容とは全く関係せず、単に問題とするトランズアクションから生じた結果が「その行為当事者だけに帰属するか」それとも「その行為当事者だけでなく、第三者にまで帰属するか」という「結果の拡がりとその帰属範囲」に基づいて分けられたものだということである。

従来、私的／公的の用語区分は、政治学において様々議論されてきた。特に、それはリベラリズムとの関係で重要視され、公的領域を「国家権力

の領域」とし、私的領域を「個人の自由の領域」として、個人の自由に対する国家権力の介入を排除しようとする理念の中で専ら主張されてきたのである。また、古代ギリシャのポリス研究から公的領域と私的領域の区別を試みたアーレント(Hannah Arendt)は、公的領域を可視性と共有性を持つ政治的領域として、私的領域を不可視で共有性のない家政の領域として設定し、この二つの概念の区別を明示した。これらのような公私の概念区分は私的と公的の性質を考えた上で提示されたものであり、この意味で質的規定に基づく区別である³⁸⁾。

しかし、デューイの公私の概念区分は、上に挙げた従来の例のような質的規定に基づくものではない。先に示した通り、デューイはトランズアクションから生じた結果の帰属範囲に基づいて公私の領域区分を行なっている。これに従えば、トランズアクションから生じ結果がその行為当事者のみに帰属する場合、そのトランズアクションは「私的なもの」となり、その行為当事者は私的領域にいることになる。一方、トランズアクションから生じた結果が、その行為当事者だけではなく、そのトランズアクションとは関係のない第三者にまで帰属した場合、そのトランズアクションは「公的なもの」となり、その行為当事者と第三者は公的領域にいることになる。このように、デューイは、従来の公私概念に付随していた意味内容に関係なく、客観的に観察可能なトランズアクションの結果の帰属範囲のみによって私的/公的の区別をしたのである。

私的/公的の区別がトランズアクションの結果帰属範囲によってなされるということは、「私的なもの」と「公的なもの」とが相互循環的な関係にあることを意味している。つまり、トランズアクションが行なわれる環境条件の変化に伴ってその結果帰属範囲が拡大・縮小することで、「私的なもの」は「公的なもの」に転じ、また、「公的なもの」も「私的なもの」に転じるのである。例えば、Aという人物とBという人物が大声で話をしているとすると、それがAとBの周囲に誰もいない場所で行なわれたものであるならば、そのトランズアクションの諸結果は行為当事者であるAと

Bにしか帰属しないので、この会話は「私的なもの」ということになる。しかし、AとBとの周りを取り巻く環境が変化して、混雑している電車やバスの中に会話が行なわれる場所が移った場合、AとBとがする大声での話はそれに参加していない他の人々（第三者）に迷惑を及ぼすようになり、この時の会話は「公的なもの」ということになるのである。これをより詳しく述べるためには、会話というトランズアクションについて考える必要が出てくる。他者と意思疎通を図る時、人間はテレパシーを使って自分の思考を相手の脳内に直接的に送り込んだり、相手の思考を自分の脳内に直接的に取り込んだりすることはできないので、自分と相手との間にある環境に何らかの働きかけをし、その環境の変化を通じて自分の意見を伝え、相手の意見を受け入れるという手段に出る。その一つが「周囲に音声空間を作り出して行なう言葉の遣り取り」であり、これが会話というトランズアクションである。会話は空間の振動を通じてなされるため、生じた音声空間に第三者が接すれば、その空間の振動が伝わり、間接的に会話の影響を受けることになる。先の例で会話が他に乗客のいる電車内でなされた場合、AとBの声は車両中に響き渡って第三者である他の乗客を望まぬ音声空間内に巻き込むので、その会話は気分を害する騒音とみなされる。ここにおいて、車両内での大声での会話は、その当事者を越えて、不特定多数の第三者にまでトランズアクションの間接的な結果を帰属させることになるので、「公的なもの」ということになる。

このように、あるトランズアクションは、それが行なわれる環境条件によって「私的なもの」にも「公的なもの」にもなる。これは「トランズアクションの結果帰属範囲」という量的規定を基準とした公私概念の再定義であり、これによってデューイはリベラリズムの主張の中で築かれた公私の間の壁を破壊して、「公的なもの」と「私的なもの」とは相互に循環的なものだという公私の融和的視点を提示したのである³⁹⁾。

第3章 公衆 第三者の総体

第1節 幻の公衆としての完璧な市民像

「公衆 (the public)」はデューイの民主主義論の中心概念である。公衆という言葉は、デューイ以外の数多くの哲学者や政治学者が使用してきた言葉であるが、これらの学者達が用いた公衆とデューイが用いた公衆とは意味内容が大きく異なっている。

従来、公衆と言えば、高い教養を有し、無限に公共精神や興味・関心、努力を発揮して、主体的に自らの所属する社会の運営に関わっていく完璧な市民のことを指し、このような公衆が政治の担い手として想定されていた。しかし、普通選挙制の導入によって非合理的で情緒的な存在である大衆が政治の舞台に大量に流入してきたため、政治の担い手が公衆から大衆へと変わった。加えて、工業化と都市化、国際化が進展したことで社会は大規模・複雑化し、社会の問題は一地域個別のものから国際的なものまで多岐に亘るようになって、人々はその全てに注意を向けることが能力的に不可能になった。それだけではなく、人々は生活のために日々労働に追われ、また、大衆文化の隆盛によって余暇の時間も多種多様な娯楽に興じるようになったので、社会の問題のために割く時間はわずかなものとなった。このため、完璧な市民としての公衆は現実世界から姿を消してしまったのである。

けれども、このような公衆が現実世界に存在しなくなったにも拘らず、20世紀前半の合衆国ではこの公衆像が依然として民主主義論の根底に据えられており、大衆としての一般民衆はこの実在不可能な理想的存在となるよう強いられるという事態が発生していた。これは民主主義論における現実と理論の乖離状態と言え、リップマンは、達成できない理想として、この公衆を「幻の公衆 (the phantom public)」と呼んでいる。社会の新しい状況にはそれに見合った理論が必要であり、このことは民主主義論につい

ても妥当する。政治の担い手が非合理的で情緒的な大衆となったのならば、この大衆を基軸として新しく民主主義論を模索しなければならない。そうでなければ、現実には適合しない理論によって現実の問題を処理しようという矛盾が生じてしまうのである。

そこで、まず提示されたのがリップマンの公衆論である。リップマンの公衆は、従来大衆と呼ばれていた存在を「公衆」として呼び変えたものであり、政治の傍観者として統治者に服従・不服従の態度表明をするだけの存在として示された⁴⁰⁾。しかし、序章でも言及した通り、リップマンの議論はエリート論に陥ってしまい、一般民衆の政治参加はほとんど望めなくなってしまう。故に、大衆社会における政治参加のあり方として、デューイの民主主義論が登場することになったのである。

第2節 トランズアクション概念に基づくデューイの公衆

生物有機体としての人間は、他の人間との連合関係と相互交渉の中に生きており、そのような人間の行為の諸結果は、外的な環境の変化を通じて、何らかの形で他の人間に影響を及ぼす。これがトランズアクション概念から捉えた人間の行為であり、そのような人間の行為の諸結果は他の人間に「認知されるもの」と「認知されないもの」に分かれ、「認知されるもの」は他の人間の活動のための考慮対象として注目を集めるようになる。その考慮の結果、「利益をもたらすと考えられる諸結果」と「不利益をもたらすと考えられる諸結果」とが区別され、利益を生む結果を確保し、不利益を生む結果を排除しようとするための行動がなされることになる。つまり、トランズアクションとしての人間の行為の諸結果は、その影響を受ける多種多様な他者に認知されることによって、それに関する共通利益の確認を促し、その共通利益を確保するための活動を生じさせるのである。

トランズアクションには私的トランズアクションと公的トランズアクションの二つがあるが、後者の場合、第三者もトランズアクションの諸結果の影響を被る訳であるから、彼らもトランズアクションの利害関係者に

は変わりなく、この点において一般的承認と名称とを要求するに十分なほど明瞭な集団を形成することになる。デューイの公衆は、このような「トランズアクションの諸結果が行為当事者の枠を超えて間接的に第三者にまで帰属した時、その結果に対して組織的な対処をすることが必要だと認識した第三者の総体」のことであり、利害関係のある事柄について政治に働きかけを行なう存在なのである⁴¹⁾。

第3節 第三者の総体としての公衆

公衆はあくまでも第三者の総体である。だから、その中にはトランズアクションの行為当事者は含まれない。たとえ当事者と個人的な繋がりのある人(例えば当事者の家族)であっても、問題となるトランズアクションに参加していないのにも拘らず、その結果の影響を受けることになったとするならば、その人は当事者ではなく第三者に過ぎないので、当該トランズアクションの公衆になる。しかし、その人が当事者との密接で親密な連合関係から当該トランズアクションに途中からでも参加した場合、その人は第三者ではなく当事者ということになるから、公衆には含まれなくなる⁴²⁾。けれども、社会には様々なトランズアクションがあり、誰もが何らかのトランズアクションの間接的な影響を受ける状態にあるので、ある人が一つのトランズアクションにおいて当事者であったとしても、他のトランズアクションにおいては第三者であるから、そのトランズアクションについて公衆となるのである。

また、「トランズアクションの諸結果が行為当事者の枠を超えて間接的に第三者にまで帰属した時、その結果に対して組織的な対処をすることが必要だと認識した第三者の総体」という定義から、公衆には客観的次元の即自的公衆と主観的次元の対自的公衆という二つの次元があることが分かる。即自的公衆というのは、単にトランズアクションの諸結果を受けているだけの第三者の集合態のことであり、デューイの定義の前半(客観的側面)だけを満たす不完全な公衆のことである。一方、対自的公衆というの

は、トランズアクションの諸結果を受けていると認識した上で、それに対して組織的に何らかの取り組みをしなくてはならないと理解している第三者の集団のことであり、デューイの定義の前半（客観的側面）と後半（主観的側面）の両方を満す完全な公衆のことである⁴³⁾。

第4節 公衆の多様性と複数性

公衆は単一ではなく、複数存在する。公衆の発生要因であるトランズアクションは人間の行為であり、それは他の人間の行為によって条件付けられるだけではなく、人間の欲求や努力から独立したのものによっても条件付けられている。人間の行為が他の人間の行為の影響下で行なわれるということが相互規定関係の中で存在する人間の事実を表したものだとなると、人間の行為が人為的な事柄から独立した要因によって制限されるということは外的環境の制約下で活動する人間の事実を表したものである。故に、時間や場所といった環境条件を規定する変数が異なれば人間の行為を制限する環境条件の内容は変化するので、同じような行為であっても、時と場所が違えば、その過程と諸結果、諸結果の間接的な影響とそれによって生じる共通利益はそれぞれ異なるものとなり、その共通利益を中心に形成される公衆も多種多様なものになる。また、同時代空間内であっても、人間の行為に影響を与える他の人間の行為は様々であるから、そのような他の人間の行為によっても人間の行為の過程や諸結果、そして諸結果の間接的影響は変化するので、それぞれの共通利益に従って複数の公衆が形成されることになるのである⁴⁴⁾。

第5節 公衆を生み出すトランズアクション

しかし、公的トランズアクションがあれば、直ぐに完全な公衆が形成されるという訳ではない。デューイによれば、人間の連合関係の度合によっては、たとえ公的トランズアクションがなされたとしても、完全な公衆が形成されない場合があるという。つまり、客観的には公衆と呼べる存在

(即自的公衆)は形成されても、主観的側面が充足されないために、完全な公衆(対自的公衆)が形成されない場合があるというのである⁴⁵⁾。

デューイは、連合関係が疎遠であればあるほど対自的公衆が形成されやすくなり、逆に連合関係が親密であればあるほど対自的公衆は形成されにくくなると言う。対自的公衆を生み出し難い連合関係の例として、デューイは家族関係、友人関係、近隣関係といった連合関係を挙げているが、これらの連合関係は、そこに含まれる人間同士に面識性と親密性が高いという点で共通している⁴⁶⁾。

それでは何故連合関係が親密になればなるほど対自的公衆が形成され難くなるのだろうか。この疑問に対してデューイは「面識的連合関係内でなされたトランズアクションの諸結果は即座に親密なやり方で評価され内部の事情として処理されるために、その諸結果に対して外部から特別の配慮を加えることなど必要とされないからだ」と答えている。密接で親密な連合関係(面識的連合関係)においては、そこに所属する個人間の相互交渉が密なものとなるために、その結果として、人々は同様の利害関心と価値観を共有することになる。だから、あるトランズアクションの行為当事者でなくても、面識的連合関係にある人々の誰もがそのトランズアクションの諸結果を、まるで直接的に自分の身に起こった事のように感じるという独特の認識をするので、その連合関係にある人々全員が結束し、その共通の価値体系に従って、全体としてそのトランズアクションの諸結果に対処しようとする。故に、このような連合関係において、即自的公衆は成立するが、トランズアクションの第三者が組織立って問題の解決に当たらなければならないという感覚にはならず、対自的公衆が成立し難い状況が生じることになる。

つまり、公的トランズアクションの諸結果に対して外部から特別の配慮を加えることが必要とされるようになるためには、そのトランズアクションが、家族や近隣関係などの直接的な接触のある密接で親密な連合関係を超えて、ある程度の疎遠性と広域性を持つ集落のような結合関係の中でな

されなければならず、また、このような場合にのみ対自的公衆が形成されるのである⁴⁷⁾。

第4章 公 職 者 公衆の代理人

第1節 公衆の利益の保護者

公衆はトランズアクションの諸結果が帰属する第三者の総体であるから、トランズアクションの利害関係者であるには違いはない。だから、公衆はトランズアクションの行為当事者の活動に関心を寄せ、自分達の利益を守るため、行為当事者の活動に対して制限を加えようとする。しかし、あくまでも公衆は第三者に過ぎず、その上一致団結した組織でもないから、トランズアクションに対して有効な規制を行なうことができない⁴⁸⁾。そのため、公衆はトランズアクションの外部から間接的な方法でしか制限を加えることができないので、その諸結果から自分達の利益を守り通すことは困難である。だから、公衆にはある特定の人々を選び出し、一定の権限を認めた上で、自分達の利益保護のために効果的なトランズアクション規制を行なわせる必要が出てくる。このように、トランズアクションの諸結果の影響を被る公衆の利益を見つけ出し、それを保護する人々のことをデューイは「公職者（officials）」と呼び、現実で公職者に相当するものとして立法官、行政官、裁判官を挙げている⁴⁹⁾。

第2節 公職者の二重の性格

公職者は公衆の代理人であり、与えられた権限によってトランズアクションを規制し、公衆の利益を確保する。しかし、公職者も人間であり、それぞれが奉仕すべき私的利益と、彼らが属する家族・派閥・階級などの特定の集団の利益とを有している。つまり、公職者は代表的機能と私的機能の二重の性格を持っているのである。

公職者が自身の権能を彼らや彼らの属する集団の私益のために行使する

ようになると、権能の行使は恣意的なものとなり、公衆の利益が確保されなくなる。血統や武力等のような偶発的かつ不適切な要因によって統治者（公職者）が選ばれていた時代には、その地位に就いた者が、自らの栄光や富、権力のために、自身に与えられた権限を行使するという例は数多くあった。その代表例が王朝支配である。統治者たる王には、世襲支配を強固なものにするために人々から集めた財を豪華な宮殿や陵墓といった権威付け政策に使用したり、自らの支配権の拡大を図って領土拡大戦争を頻繁に行なったりするということが見られた。また、選挙や試験によって公職者を選出する仕組みにおいても、賄賂・口利きの横行によって、公職者が一部の人間の利益のためだけに行動するということもある。

だから、公職者の選任に関しては、それに適した人物を選び出す仕組みを整えるだけでなく、その権能の行使に当たって、それを公衆のためだけに用い、公職者の私的利益のために転用しないようにする策を講じることが必要になる。これが「公職者の選任と行動とに関する理論と実践」という公衆による公職者統制の問題であり、これに対する答えが「政治的民主主義」⁵⁰⁾を構築する要素となるのである⁵¹⁾。

第5章 国 家 公衆の組織

第1節 公衆の組織としての国家

これまで見てきたように、トランザクションの諸結果の間接的な帰属が公衆を生み出す。しかし、公衆はトランザクションの第三者に過ぎないので、それ自体としては自らの利益を守るための有効な対処をすることができない。だから、公衆の利益を保護するために特別の権限を承認された公職者が公衆とは別に置かれることが必要になる。公職者は個人や集団のトランザクションを制限するという方法で公衆の利益を保護するが、このためには公職者の職務が組織的かつ継続的なものであることが要されるので、公職者は他の公職者と連合して一つの組織を形成することになる。

この公職者の組織が「政府（government）」である⁵²⁾。また、公職者がその職務を遂行するには活動拠点となる建造物や活動資金等の物的資源が少なからず必要となるが、このような公職者が職務遂行のために使用する物的資源が「公共財産（res publica, common-wealth）」である⁵³⁾。

社会に存在する様々な公衆は、その利益を代表する公職者同士の結合を媒介にして、一つの組織に編成される。この公衆の組織が「国家（state）」であり、組織された公衆が「人民（populus）」である⁵⁴⁾。ある公衆は、それを代表する公職者が他の公衆を代表する公職者と連合することで、他の公衆と一つに繋がる。また、相互に対立する利益を有する公衆同士も、それぞれの利益を代表する公職者同士が連合することで一つに繋がる。デューイは公衆を出発点にして国家を説明することで、公衆と国家の連続性を説いたのである⁵⁵⁾。

第2節 国家の機能と法の役割

国家の活動は公職者という具体的な人間の行為を通じて顕在化する。だから、その活動の目的は「公衆の利益の保護」ということになる。この目的達成のため、国家はトランズアクション規制を行なうが、この実行は法の制定という形でなされる。

従来、法は権力者が上から一方的に自分の意思を国民である人々に強制する命令だと考えられることが多かった。だが、デューイは公衆により国家を説明する立場からこれを否定し、法をトランズアクションの幅に限界を設け、その諸結果が人々の予想し得る範囲に収まるようにするものだと説いたのである。

いかなる人間も自分の行為のあらゆる結果を考慮に入れて行動することはできないから、想定外の不利益な結果が発生したとしても、それに適切に対応することはできない。まして、他人の行為の結果が自分に降りかかってきた場合は、尚更、それに関して第三者に過ぎない人間はその結果を見越した判断をすることができない。だが、予め生じるだろう結果が分

かっていれば、それについて適切な対応をすることが可能になる。そして、適切に対応することができれば、その結果によって害されていたであろう利益を守ることができる。この結果予測を担保するものが法なのである。例えば交通法規を考えてみると、交通法規は道路を通行するというトランズアクションに条件を付けるものである。「歩行者の右側通行」に「車両の左側通行」、「青信号の進行可能」に「赤信号の停止」等、交通法規によって人々は一定の規則に基づいて道路を使用するように仕向けられる。このように通行というトランズアクションの幅が制限されることにより、道路使用における人々の結果予測は担保され、円滑な通行と事故発生率の減少という道路通行に関する公衆の利益は保護されることになる。故に、法は権力者からの一方的な意思の強制ではなく、人々の結果予測を担保し公衆の利益を守るための、トランズアクションの条件設定なのである⁵⁶⁾。

第3節 国家の多様性と国家形態の変革

歴史上、国家は様々な形態をとってきたし、現にある国家も多種多様な形態をしている。王政に共和政、議院内閣制に大統領制と、その内容は多岐に亘る。では、何故このような国家の多様性が生まれるのだろうか。

デューイはこの説明を公衆論によってしている。既に見てきたように、人間の行為は、他人の行為の結果だけでなく、その行為場所という環境条件によっても規定される。例えば同じ耕作という行為であっても、耕作地として用いる場所が乾燥地である場合と湿地帯である場合とでは耕作の手法は異なってくるし、また、同じ手法であっても、使用する耕作具が異なれば、行為の様態に違いが生じ、その結果も多様になるのである。同じトランズアクションであってもそれが行なわれる外的環境の条件変化によってその諸結果に違いが生じるということは、その諸結果が生み出す利害関心も多種多様なものとなるということであり、それに従って性格を異にする多数の公衆が形成されることになる。利害関心の異なる公衆が形成されれば、公衆の利益のために公職者が行なうトランズアクションの規制方法

にも違いが出てくることになるが、これは公衆が是認する一定の制度的枠組みの中でなされる。その仕組みの大枠となるものが国家形態であり、これも公衆の違いに対応して様々に変化する。故に、国家の多様性は公衆の多様性に起因するのである⁵⁷⁾。

次に、国家形態の変革について言及する。外的環境の時空間上の条件変化はトランズアクションとその諸結果に様々な影響を及ぼし、次々に新しい公衆を生じさせる。しかし、国家形態や国家の諸機関は時間軸上のある一点における公衆を基準として構築されるため、そこには新しい公衆の利益が考慮されていないことになる。つまり、新しい公衆が発生した段階においては既存の国家に彼らの利益を代弁する公職者がいないので、新しい公衆は未組織のまま留まることになり、その利益を守ることができないのである。

それならば、新しい公衆の利益を代表する公職者を新たに設置し、既存の国家機関を修正すればよいという話になるだろうが、既存の諸機関が以前の公衆の利益保護のために精巧かつ適切に制度化されている場合、国家機関は変革に対して否定的になる。なぜならば、そのように制度化された諸機関はその仕組みの枠内で全ての問題を処理しようとするので、その仕組みに反するものがあれば、たとえそれが未来の国家の繁栄に繋がるものであったとしても、その動きを阻止しようとするからである。また、公職者が自分の権力保持や富・名声に執心するようになった場合も同様で、公職者は既存の国家機関を自己の保身のために維持しようとするので、その変革を阻もうとするのである。

歴史上、国家形態の変革はしばしば革命によってなされてきたが、デューイはそれを既存の国家機関が抱える上記の問題が理由であると考えている。例えばフランス大革命を単純化して考えると、この革命期のフランスでは飢餓で苦しむ一般国民という大規模な新しい公衆が形成されていた。しかし、公職者たる国王や貴族らはその新しい公衆の利益保護を行わず、自分達の封建的特権の保守に専念した。だから、新しく形成された

公衆は自らの利益を代弁する国家形態・国家機関を求め、革命を起こすに至ったのである。国家形態が固定化され、それ自体が保守の対象となると、それは環境条件の変化により次々と生み出される新しい公衆にとって自身の利益保全に対する障害物となる。障害物であるから、新しい公衆はそれを取り除こうと考え、暴力的な方法でそれを完全に打ち壊そうとする。つまり、固定化された国家形態は叛乱や革命を誘引することになるのである。

だが、叛乱や革命による国家形態の変革は、公衆と既存の国家は対立するものという認識を生むことに繋がるので、公衆から出発して国家を説明するデューイにとって好ましいものではなかった。だから、デューイは、公衆による国家成立の契機を踏まえて、国家は常に最良と考えられる形態を模索して進む実験的課題であり、絶えず公衆の側から規定し直されなければならないものだと言ったのである⁵⁸⁾。

第4節 国家と社会

デューイにとって本源的な価値を有しているものは社会である。社会は人間の連合形態であり、社会内や社会間における人々のトランザクションは様々な価値を生み出す。これら諸価値の中には両立するものもあれば、対立するものもある。だから、そのような諸価値を守ることを目的として、それらを調整する手段である国家が二次的に形成されることになる。つまり、デューイにとって、社会が目的であり、国家は手段なのである。

言い換えてみれば、国家とは一定の領域内に存在する複数の社会を一つの枠組みの中にいれ、その枠組み内に存在する社会の諸価値を保護するために価値相互の調整を図る制度的道具なのである。故に、国家も社会も共に人間の結合関係という点で違いはないが、社会が人間の本源的な結合関係であるのに対して国家はその社会に存在する諸価値を保護するために形成された二次的な結合関係であるという点で両者は異なることになる⁵⁹⁾。

第6章 デューイの公衆論の理由

以上のように、デューイは従来の国家論を否定する奇抜な理論を展開したが、これにはどのような理由があったのであろうか。

従来の国家論はおしなべて統治者や支配者という為政者側に焦点を当てたものであった。抽象的実体である国家が現実世界で活動するためには具体的媒体の行為が必要不可欠であり、その具体的媒体は為政者であるから、為政者の行為から国家を説明しようとするのは当然のことだろう。しかし、為政者の行為に着目した従来の国家論はその行為を根拠付ける原因的な諸力は何であるのかを問うようになり、「神の意思」や「社会契約」等の実証不可能な仮説的原因を国家の基礎として考えるようになってしまった。この結果、国家論は「現に国家はどうあるか」を探るのではなく「いかに国家はあるべきか」を追求するようになり、全ての政治現象の基礎である人間行動の事実から乖離した観念的な理論が多く生み出されることになった。また、べき論に関心を抱き過ぎると人間は無意識の中に予め決められた結論に適合する事実のみを処理するようになるため、その帰結から国家を絶対的視する理論が横行し、人々は国家活動を「常に上から押し付けられる、自分とは無関係なもの」として認識するようになったのである⁶⁰⁾。

デューイはこのような国家論を非常に危険なものだと考えた。なぜならば、これらの理論は現実における為政者と被治者の絶え間ない相互関係という動態的観点を欠いているだけでなく、「究極善たる国家のために個々人を犠牲にする考え」や「国家を個々人と対立する存在として全面的に否定する考え」に結び付き得るからである⁶¹⁾。

例えば、デューイが生きた19世紀後半から20世紀前半のアメリカ合衆国を見ると、この時代の合衆国は大きな社会的構造転換期にあった。南北戦争に勝利した共和党政権下で国内の工業化が急激に進められ、また、鉄道交通網の整備により合衆国本土に亘る広大な市場が形成された。そして

1890年代には世界第1位の工業国にまで発展したが、それと同時に従来の社会構造を壊して新しい社会経済体制を築き上げたため、国内に多くの矛盾を生じさせることになった。市場規模の拡大は企業の集中・独占を進行させて国民間に甚大な所得格差を引き起こし、急激な工業化による労働力需要の増大は都市部へと人口を集中させてスラム化の問題を齎した。また、技術革新による農業生産力の向上は農業を国際的な資本主義市場の中へと組み込んで農民を景気変動の影響下に置き、劣悪な労働条件と失業問題は労働者の組織化を促して雇用者と労働者との間に対立構造を作り出した。つまり、外的環境の変化によって人々は従来とは異なるトランズアクションの影響を受けるようになり、そのことから新しい公衆が次から次へと生み出されていたのである⁶²⁾。だが、共和党政権はレッセフェールを唱えて政府の経済介入を是とせず、このような問題は市場経済の中で解決されるべきだとして効果的な政策は何も実施しなかった⁶³⁾。また、たとえ民主党が政権を握って所得格差を是正するための連邦法を制定したり州政府が鉄道運賃の独占価格を規制する州法を作ったりして立法・行政レベルで問題の解決が図られたとしても、連邦最高裁判所が違憲判決を下すことによって尽く失敗に帰すこととなった⁶⁴⁾。このような連邦政府や連邦最高裁判所のあり方は神聖化された一つの憲法解釈の伝統にしがみ付くものであり、その伝統の保守のためには新しい公衆の利益を犠牲にするという姿勢を示すものであった。つまり、当時の連邦政府や連邦最高裁の態度は、人々に固定化された一つの教義を強制するあまり彼らの抱く不満を解消することができず、体制に対する過激な反発を生む要因となっていたのである。

デューイは公私の相互循環の中に国家を見出し、政治における被治者の側からの契機を重視することで、統治者による独善的な政策と被治者の政治疎外を防止しようとした。国家の説明を、あくまでも仮説的原因ではなく、客観的に観察できる人間行動の事実に求めたのはそのためであり、ここに「現実の人間行動の変化に伴って国家のあり方も修正・再構築されていかなければならない」というデューイの進化論的な思考を見ることがで

きるだろう。つまり、デューイの公衆論は、単なる現状認識論ではなく、民主主義の観点を多分に含んだ進化・成長の理論なのである⁶⁵⁾。

終 章

本論文は、デューイ民主主義論の軸をなす「公衆」の意味内容を、デューイ哲学の鍵概念であるトランズアクション概念に基づき、その概念から生じる新しい公私関係のあり方を踏まえながら、解明しようという一つの試みであった。これは政治学の分野においてデューイの思想を見直そうという目論みの一助をなすものであり、大社会状況において如何にして民主主義を機能させるかという問いに対して解答の一つの方向を提示するものであるが、残念ながら、現時点の日本においてデューイの公衆論とトランズアクション概念を結び付けて説明した研究は非常に少ないものとなっている。

従来、日本におけるデューイ研究は専ら教育学や哲学の分野で盛んに行なわれており、政治学の分野ではあまり注目を集めなかった。その理由としては、デューイが哲学者として自らの地位を確立したこと、初等教育に興味関心を持ち教育学について多くの著書を残したこと、来日時には主に哲学や教育についての講演を行っていたこと、など様々な要因を考慮することができる⁶⁶⁾。

しかし、デューイの問題関心に目を向けてみれば、彼が民主主義の観点から現実世界の問題を解決しようと試行錯誤していたことが分かり、彼の思想を哲学や教育学の世界だけに閉じ込めておくのは不適切であることが見えてくる。つまり、政治学においてもデューイの思想を研究する必要があるのである。

諸外国ではデューイの政治学的貢献を見直そうとする動きが出てきている。1980年代以降、リチャード・ローティの研究に端を発してデューイ・ルネサンスが生じ、デューイの政治思想研究についても、R・B・ウェス

トブルックが発表した『ジョン・デューイとアメリカ民主主義』(1991)によって研究水準が一気に引き上げられた⁶⁷⁾。勿論、これらの研究の中にはジョン・G・ガネルのようにデューイに対して「否定的なもの」⁶⁸⁾とフランク・カニンガムのように「肯定的なもの」⁶⁹⁾とが存在するが、いずれにせよ、このようなデューイに対する政治学的評価の違いは彼の政治思想に注目が集まった所産であると言える。

だが、この流れの中で、日本の政治学におけるデューイの認知度は未だ低いままである。しかし、現代日本の状況を見ると、政治的には政府と一般民衆の間では意識の乖離が生じて一般民衆は政治に期待することができずに政治疎外の状態に置かれており、社会・経済的には市場規模の拡大と労働形態の多様化とが齎した弊害によって雇用問題や経済格差問題が発生している。この状況は、発生要因や背景に差異はあれども、デューイが解決を模索した当時の合衆国の状況に似ているように見える。故に、デューイの公衆論は、現代日本の状況を打開するための一つの糸口を与えるものとして、研究価値があると考えられるのである。

最後に言及するが、本論文で扱ったデューイ公衆論は彼の民主主義論の全てではなく、その導入部分にしか過ぎない。『公衆とその諸問題』に示された民主主義論には検討を要する部分が数多く残されたままであり、この残りの部分にこそ大社会でも機能する民主主義の姿が示唆されているのである。大社会状況が、一国レベルではなく、地球規模に拡大した現代において、デューイ民主主義論を研究する意義は大きいものではないだろうか。

- 1) ウォルター・リップマン著、河崎吉紀訳『幻の公衆』(柏書房、2007)、9-10頁。
- 2) 有賀弘・阿部斉・斉藤眞著『政治 個人と統合 第2版』(東京大学出版会、2003)、146-147頁。
- 3) リップマン・前掲注1)12-13頁。中谷義和著『アメリカ政治学序説』(ミネルヴァ書房、2005)、62-63、142-143頁。
- 4) リップマン・前掲注1) 9-10頁。
- 5) 渡辺浩著「“おほやけ”と“わたくし”の語義 “公”“私”、“Public”“Private”との比較において」、『公共哲学1 公と私の思想史』(東京大学出版会、2001)所収、150-152

トランザクションの概念とジョン・デューイの公衆論（野村）

頁。

- 6) 阿部斉著『概説 現代政治の理論』（東京大学出版会，2005），51頁。
- 7) 人間が事物を解釈するために用いる固定的なイメージのこと。
- 8) リップマン・前掲注1)45-49，51-52，116-117頁。小西中和著『ジョン・デューイの政治思想』（北樹出版，2003），89-95頁。
- 9) リップマン・前掲注1)13-14頁。
- 10) 小西・前掲注8)75-95頁。
- 11) “transaction” は一般的に「トランザクション」とカタカナ表記されるが、本論分では「トランズアクション」と表記する。これはデューイ関係の研究書の多くが「トランズアクション」としているからということもあるが、それ以上に、後に出てくる“self-action” “inter-action” “trans-action” という対比関係を明確に示すためである。
- 12) この宗派は内的・福音的な自由と共に市民的・社会的な自由の意識を極めて強く持っており、また、一般高等教育にも強い関心を持っていたので、ハーバード大学（1636）やイエール大学（1701）など多くの大学を設立している。亀尾利夫著、『デューイの哲学』（勤草書房，1975），30頁参照。
- 13) ジョージ・ダイキューゼン著，三浦典郎・石田理訳『ジョン・デューイの生涯と思想』（清水弘文堂，1977），25-31頁。
- 14) 経験によって感覚的に知覚できないものでも、人間は直観によって知覚できる能力を生来的に有しているのだから、存在の根拠を得られるとする哲学的立場のこと。山田英世著『人と思想 23 J・デューイ』（清水書院，1966），43-45頁。
- 15) 河村望編『デューイ＝ミード著作集 1 哲学・心理学論文集』（人間の科学社，1995），288頁。
- 16) ダイキューゼン・前掲注13)47-54頁。
- 17) 亀尾・前掲注12)45-46頁。
- 18) ダイキューゼン・前掲注13)59-77頁。
- 19) 岩崎武雄著『西洋哲学史（再訂版）』（有斐閣，2006），232-243頁。
- 20) ダイキューゼン・前掲注13)81-88，93-96頁。
- 21) 小西・前掲注8)22-24頁。
- 22) ダイキューゼン・前掲注13)101-115頁。
- 23) 山田・前掲注14)70-77頁。
- 24) ダイキューゼン・前掲注13)139-155頁。
- 25) 有賀夏紀著『アメリカの20世紀（上）』（中央公論社，2002），85-86頁。
- 26) ダイキューゼン・前掲注13)132-139，167-187，222-228，362-372，412-417，452-455頁。
- 27) 外的環境には他者も含まれる。
- 28) この作用・反作用の対応関係は逆でも構わない。
- 29) ジョン・デューイ著，清水幾太郎・清水禮子訳『哲学の改造』（岩波書店，2003），77-79頁。小西・前掲注8)31-33頁。
- 30) 田浦武雄著『デューイ研究』（福村出版，1968），95-97頁。

- 31) John Dewey and Arthur F. Bentley, "Knowing and the Known" (Beacon Press, 1949), p. 106.
- 32) 福島肇著『新装版 物理のABC 光学から特殊相対論まで』(講談社, 2007), 14-15, 126-166頁。
- 33) L・D・ランダウ, E・M・リフシッツ著, 水戸巖・恒藤敏彦・廣重徹訳『力学・場の理論 ランダウ=リフシッツ物理学小教程』(筑摩書房, 2008), 228頁。
- 34) 上林良一著『ベントリーの政治社会学』(法律文化社, 1999), 75頁。
- 35) Dewey and Bentley, *Ibid.*, p. 108. 田浦・前掲注30)95-96頁。
- 36) ジョン・デューイ著, 阿部育訳『現代政治の基礎 公衆とその諸問題』(みすず書房, 1969), 11-12, 40-41頁。
- 37) John Dewey, "The public and its problems" (Swallow Press, 1954), pp. 12-13.
- 38) 阿部・前掲注6)124-128, 174-175頁。
- 39) 小西・前掲注8)106頁。
- 40) リップマン・前掲注1)27-28, 38-43頁。
- 41) Dewey, *Ibid.*, pp. 15-16.
- 42) デューイ・前掲注36)20頁。
- 43) フランク・カニンガム著, 中谷義和訳「グローバル公衆とその諸問題」, 『立命館法学 2008年3号(319号)』(立命館大学法学会, 2008)所収, 128頁。
- 44) Dewey, *Ibid.*, p. 137. デューイ・前掲注36)10・39頁。
- 45) デューイ・前掲注36)48頁。
- 46) しかし, 両者の境界線は曖昧なものである。デューイ・前掲注36)52頁。
- 47) デューイ・前掲注36)48-50頁。
- 48) 『孫子』の呉越同舟が好例である。金谷治訳注『孫子』(岩波書店, 2000), 151-154頁。
- 49) デューイ・前掲注36)19-20, 41-42頁。小西・前掲8)101頁。
- 50) 原著において"political"は斜体で記載されている。これは, デューイが民主主義(democracy)という言葉を政治分野だけに限定していないことに由来し, それを強調するためである。Dewey, *Ibid.*, p. 82.
- 51) デューイ・前掲注36)23, 78-80, 88-96頁。
- 52) 政府は公職者の組織体であるが, デューイが公職者の例として行政官, 立法官, 裁判官を挙げていることから, 彼が"government"という単語で示した政府は, 行政府だけでなく, 立法府や司法府も含んでいる。Dewey, *Ibid.*, pp. 27-28・69.
- 53) デューイ・前掲注36)19-20, 40-42, 78頁。
- 54) 国家を構成するものは, 公衆と公職者である。
- 55) デューイ・前掲注36)20, 31-33, 36-40頁。
- 56) デューイ・前掲注36)62-66頁。
- 57) デューイ・前掲注36)52-56頁。
- 58) デューイ・前掲注36)36-40, 68-69頁。
- 59) デューイ・前掲注36)80-84頁。
- 60) デューイ・前掲注36)11-15, 21-25頁。

トランスアクションの概念とジョン・デューイの公衆論（野村）

- 61) デューイ・前掲注36)25-26頁。
- 62) 齋藤眞著『アメリカ政治外交史』（東京大学出版会，1975），114-129頁。
- 63) 経済問題に介入しないだけでなく，労働運動を企業活動の障害として軍隊によるストライキ抑圧を行なうこともあった。齋藤・前掲注62）138頁。
- 64) 齋藤・前掲注62)118，122，131-139頁。
- 65) 小西・前掲注8)33-41，98-99，112頁。
- 66) 小西・前掲注8)9頁。
- 67) 小西・前掲注8)10頁。
- 68) ジョン・G・ガネル著，中谷義和訳『アメリカ政治学と政治像』（御茶の水書房，2007），206-207頁。
- 69) カニンガム・前掲注43)127，131，138-139頁。